

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和元年9月5日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 松本 勝利

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1 当該招請の主旨

本業務については、気象庁情報システム基盤の構築に伴い、新規に設置される機器の設置場所の確保のため、現在使用している気象情報伝送処理システム（以下、「アデス」という。）の統合管理クライアント端末等（以下、「本機器」という。）の移設及び付帯作業を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、アデスの構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札による公告を行う予定である。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 気象情報伝送処理システム統合管理クライアント端末等移設
- (2) 業務内容 各種アデスサーバ類の運用を一元的にリアルタイムで管理している統合管理クライアント端末等の移設と付帯作業を行う。
- (3) 履行期限 令和元年10月31日（木）

### 3 業務目的

本業務は、気象庁情報システム基盤の構築に伴い、新規に設置される機器の設置場所を確保するため、アデス統合管理クライアント端末等の移設と付帯作業を行うものである。

### 4 応募要件

#### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

#### (2) 技術力に関する要件

本機器は、アデスをリアルタイムで一元的に運用管理する重要な機器であり、本機器に

より管理されるアデスが気象情報の伝送を行う重要な機器であることを十分に理解し、これらの業務に支障を与えないように作業を行える技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

アデスの性能・機能仕様を十分に理解し、本業務を実施する際に必要な動作確認を行うための設備・システムを有すること。

(4) 守秘性に関する要件

当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、保証期間においては祝日及び休日を含み 24 時間即時対応可能な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

外部を含むユーザーに対し即時性の高いデータ提供を行う全国規模のネットワーク機器の構築、導入、業務処理の制作実績があること。

(7) その他

本業務に起因してアデスの不具合が生じた場合に、必要な改修を行うことが可能であること。

## 5 手続等

(1) 担当部局

〒100-8122

東京都千代田区大手町 1-3-4

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 岩田 裕樹

電話 03-3212-8341(内線 2552) F A X 03-3211-7626

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和元年 9 月 5 日から令和元年 9 月 26 日まで (1) に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和元年 9 月 27 日 17 時まで (1) に同じ。 持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

## 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和元・2・3 年度(平成 31・32・33 年度)国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も 5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。